

# 2015年度大津市予算編成にあたっての政策要望

2014年10月16日

日本共産党大津市会議員団

日本共産党大津湖西地区委員会

はじめに .....	1
〔1〕 市民本位の民主的で公正な市政運営を .....	4
1. 憲法を積極的に生かし守る市政を .....	4
(1) 集団的自衛権容認の解釈改憲を許さず、閣議決定の撤回を求める .....	4
(2) 人権や民主主義を守る取り組みを強めること .....	4
(3) 市政運営と行財政の改革は市民本位の立場で .....	5
2. 市民サービス向上に意欲を持って働ける市役所を .....	6
(1) 不正や腐敗を根絶するための職員を主体とした取り組みを .....	6
(2) 市民福祉を守る専門職としての労働条件の確保を .....	6
〔2〕 文化スポーツ・市民協働の振興を .....	7
1. 市民生活を支える行政サービスの充実を .....	7
(1) 市民相談・支援体制の充実を .....	7
(2) 地域安全・住民自治の発展のために .....	7
2. 豊かな文化スポーツのまちづくりを .....	8
(1) 市民協働で住民が主人公のまちづくりを .....	8
〔3〕 安心して暮らせる福祉優先のまちづくりを .....	8
1. 子育て、福祉の施策の前進を .....	8
(1) 子どもの権利が保障される保育制度・子育て支援策を .....	8
(2) 豊かな放課後を保障する児童クラブの充実を .....	9
(3) 地域で安心して子育てができる体制整備を .....	9
2. 障がい者の権利条約を基本とした施策の充実を .....	10
(1) 「完全参加と平等」の実現へ取り組みの前進を .....	10
(2) ノーマライゼーションの促進へ、体制の整備を .....	11
3. 反貧困、人間らしい暮らしの応援を .....	11
(1) 格差と貧困をなくす社会保障の充実を .....	11
(2) 貧困問題解決へ積極的な取り組みを .....	12
〔4〕 安心できる医療・保健・介護のネットワークの整備を .....	13
1. 地域で高齢者を支える介護制度の拡充を .....	13
(1) 必要とする人が必要な介護を受けられるように .....	13
(2) 地域で高齢者を支える体制の整備を .....	14
2. 命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営改善を .....	14
(1) 国民健康保険の負担軽減を .....	14
(2) 医療へのアクセスを保障する保険制度の運営を .....	15
3. 医療・福祉のネットワークの強化を .....	15
(1) 医療・福祉の効果的な連携を図る取り組み強化を .....	15

(2)生存率を高める動物愛護センターの取り組みを .....	16
4. 地域医療の拠点病院としての市民病院の充実を .....	17
(1) 病診連携のいっそうの促進を .....	17
(2)診療体制の強化と経営安定への取り組み .....	17
[5] 地域経済の自律的発展を支える市政を .....	17
1. 地域経済活性化への取り組み強化を .....	17
(1) 雇用と営業を守る取り組みを .....	17
(2)就労支援と労働条件の改善の取り組みを .....	18
(3)観光振興で地域の力を引き出す .....	19
2. 農業振興と食の安全、安心を .....	19
(1)自給率向上を目指して、農林水産業の振興を .....	19
(2)大津市公設卸売市場の市民本位のあり方検討を .....	20
[6] びわ湖と自然環境を保全し持続的発展可能なまちづくりを .....	20
1. ごみ減量を進め、自然にも暮らしにも優しいごみ行政を .....	20
(1)家庭系ごみの有料化ではなく、減量・リサイクルの本格的な取り組みを .....	20
2. 産廃不法投棄や違法土壌埋め立ての規制を .....	21
(1)産廃不法投棄等に対する環境保全対策の強化を .....	21
3. 地球環境保全対策の充実・強化を .....	21
(1)地球温暖化防止対策の強化を .....	21
(2)びわ湖と自然環境の保全へ積極的な取り組みを .....	22
[7] 安心して住み続けられるまちづくりを .....	22
1. 災害に強いまちづくりを .....	22
(1)原発から市民の健康・安全を守ることについて .....	22
(2)消防・防災対策の充実を .....	23
2. 市民生活を支える都市基盤の充実・整備を .....	23
(1)安心して暮らせる都市基盤の整備を .....	23
(2)安全な居住環境の整備を .....	24
3. 景観保全と風格のあるまちづくり .....	25
(1)市民の意見を反映させるまちづくりについて .....	25
(2)良好な市街地整備の取り組みについて .....	26
4. 上下水道・ガスなどライフラインの整備と安定的な運営を .....	27
(1)市民生活を支える都市インフラの適切な管理運営を .....	27
[8] 誰もが生き生きと成長できる学校、地域社会を .....	28
1. いじめを乗り越え、安心して学べる学校づくりを .....	28
(1)子どもの権利条約を活かした学校づくりを .....	28
(2)すこやかに成長できる学校教育を .....	29
2. 豊かな市民生活をはぐくむ文化・スポーツ施策の充実を .....	31
(1)生涯学習を権利として保障する施策の推進を .....	31

## はじめに

現在、地方政治は大きな転換点を迎えている。高齢化の進展や人口減少、地域経済の衰退、格差と貧困の広がりなど、大津市でも克服しなければならない課題は山積している。そのおもとは安倍政権の暴走がある

二年前に再び政権について安倍連立内閣は、去年の秘密保護法制定、日本版 NSC 設置に続いて、今年 7 月には集団的自衛権行使容認の閣議決定を行った。いずれも憲法の枠組みを壊し、日本を戦争する国へと変えていこうとするものだが、保守層を含む国民多数からこれに反対する声が大きく広がっている。権力を縛る憲法を、当の権力者が内閣による解釈の変更だけで変えていくことは、立憲主義に反するだけではなく、まさにクーデター的なやり方といわねばならず、とうてい許されるものではない。同時に、安倍首相のかつての戦争やいわゆる慰安婦問題などを合理化・正当化する国家主義的な姿勢は同盟国のアメリカからさえ、公然と批判を浴びている。

安倍内閣は、経済政策の面では、大幅な金融緩和とそれによる輸出産業の支援、国土強靱化による港湾整備や大型道路整備など大型公共事業の推進、規制緩和によるあらゆる分野への大企業の進出など、多国籍大企業のもうけを支援する施策を進めてきた。また、国際競争力を強化するとして、法人税の引き下げ等を進め、一方で国民には消費税の連続増税や社会保障の全面的な改悪、派遣労働の自由化、残業代ゼロなどの働くルールの破壊を押しつけようとしている。

また、福島第一原発の事故が終息していないにもかかわらず原発の輸出をすすめ、これまで抑制されてきた武器の輸出なども国策としてこれを進める姿勢を明らかにしている。規制緩和として、農業や医療などにも企業が参入できるようにすることや TPP への参加など、まさに、国を挙げて「グローバル大企業応援」の政策を推し進めようとしている。

そのようなもとで、地方自治体も、このような大企業支援の成長戦略に動員されようとしている。大企業などの減税をさらに推し進めるために、自治体財政の抑制は一層激しくなっており、異常な定員削減と新たな人事管理による人件費削減、自治体行政全般にわたる業務の民間への開放などをはじめとして、これまで地域を守るために進めて来た様々な規制や地域政策の見直しを押しつけられようとしている。

今年 5 月地方創成会議の増田寛也座長は人口問題研究所の推計をもとにして、2040 年には全国の自治体の約半数が消滅の危機に直面すると指摘して、センセーショナルな注目を集めた。グローバル大企業が儲かれば中小企業や地域経済にも利益が回ってくるという経済理論は、もはや成り立たない事がこの間の経過で明らかになった。一握りの大企業は低成長下の経済でも、恐慌のもとでも、中小企業や労働者にしわ寄せをしてもうけを拡大し続け、地域経済は衰退し続けてきた。

新自由主義的な経済合理主義では、都市と地方の格差をますます激しくせざるを得ない。安倍内閣が進める労働法制の改悪や人口減少を女性や外国人の積極的活用で担い手を確保する労働政策も、かつての雇用機会の均等政策のように「女性も男性並みに長時間労働をせよ、できなければ低賃金で当然」とするような、国民の中での格差や貧困を一層激しくするものでしかない。

また、政府は地方創成というが、実際に進めている内容は、国家戦略特区の指定によって農地規制を取り払って営利大企業が農業に参入できるようにしたり、医療に混合診療を持ち込んだり、労働者の解雇を自由にできるようにするなど、国民の生活を守ったり、地域経済を守るための仕組みを大企業のもうけのために破壊し、提供していこうとすることでしかない。この様な国政のもとで、どのようにすれば一定の人口を維持し、持続的発展可能な

地域社会を作っていくことができるのか。地方自治体にはその戦略を持つことが求められている。

大津市の越市政は来年度で 1 期目の最終年を迎えようとしているが、このような国のグローバル戦略を地方からさらに推し進めていこうとしているのではないかと見受けられる。

行政改革の一環としての職員定数の削減や人件費抑制、その一方で、コールセンターの民間委託をはじめとして、戸籍住民台帳・保険・税などの窓口業務、公設卸売市場や老人保健施設の民営化・民間委託の検討、上下水道の民間委託の拡大や焼却施設・公営住宅などの建設にあたっての PFI の検討など、あらゆる業務施設整備の民間委託が検討されている。ここには、自治体として住民福祉の向上をどう図っていくか、そのために必要な専門的な人材をどう育成していくのか、さらには委託した事業に対する監理や指導ができるのかなど、多面的で市民本位の検討が必要であり、単に経費が節減できるかどうかだけで判断すべきではない。

昨年度大津クリーンセンターで発生した煤塵やダイオキシンの漏洩事故は、この点での民間委託の問題点を如実に示したものであった。ごみの焼却炉を建設した関連企業によって管理運営が行われていたクリーンセンターで、毎年定期点検が行われているにもかかわらずこのような事故を防ぐことができなかったわけだが、その背景には必要な知識や技術を持った職員が適切に配置されていなかったという問題がある。日本共産党大津市議員団が昨年視察した大阪市では、すべてのメーカーの焼却炉を職員が自ら運転しており、収集からリサイクル、焼却から最終処分まで一貫して行っている専門職としての誇りを持って働いておられたのが印象的であった。

今、大津市に求められているのは、あらゆる分野で「市民福祉の向上」に力を発揮することのできる専門職としての職員集団である。越市政の民間委託一辺倒の路線からはこのような市政の発展戦略をうかがうことはできない。

もう一つは地域経済の活性化についてである。これまでも政策要望の際に、自治体として、自律的な経済発展の必要性や地域循環型の経済活性化に取り組むことの重要性を指摘してきたが、長期にわたって経済が低迷している今日ほど、このような地域政策が求められている時期はない。

大津市内で投資されるお金や消費されるお金が、市内経済を循環する仕組みをどう作っていくか。住宅リフォーム補助制度はその一例でしかないが、同じ住宅改修をするのでも、市外業者が請け負えばそのお金は市外に流出したままになるが、市内業者に発注することで、仕事や雇用が生まれ、それが税金や消費という形で地域の中を循環する。大津市がこれまで公共工事などを基本的に地元業者に発注してきたことは、このような効果を狙ってきたものに他ならない。しかし、先に述べたようなグローバル大企業がこれらの仕事を受注すれば、当面の事業費は安くなるかもしれないが、そこに使われたお金は多くが本社機能のある大都市に吸い上げられていくことになる。もちろんすべての事業を市内の事業者だけで賄うわけにはいかないが、このような地域循環型の地域づくりを意識して進めることが、雇用と景気を下支えする大きな力になっていく。企業立地など呼び込み型の地域経済活性化から、地域再投資型の活性化策へ転換を図ることが重要である。

大津市には、戦後数十年にわたって市民と市政の協働で築き上げてきた先進的な制度や市民生活を支える仕組みが残されてきている。今、地方自治の危機といわれる時期にこそ、このような財産に光を当て、それに磨きをかけることによって市政の発展を図るべきではないかと考える。

大津のまちづくりの一つの特徴は、人間性の尊重に根ざした福祉施策の展開である。大津

市は戦後すぐに糸賀一雄氏などが南郷の丘の上に創設した近江学園で、浮浪児や障がい児などの療育をはじめた戦後の障がい者福祉の発祥の地でもある。糸賀氏が掲げた「この子らを世の光に」という発達保障の考え方はその後、障がい乳幼児検診・療育の大津方式として全国から注目をされることとなった。

障がいがあると診断するだけでは親も絶望してしまう。障がい児施設だけでなく、市内の保育園、幼稚園で発達を保障する療育を進めて来たことが、すべての子どもを育てる基本的な考え方として今日にもひきつがれている大きな財産となっている。来年度からはじまる子ども・子育て新制度の実施に際しても、大津市として発展的に受け継ぐ必要がある。

また、大津市の児童クラブ（学童保育）も、働く親が共同の事業として大津市の公民館や公営プールの片隅などを借りて、はじめた事業が、やがて全学区での学童保育所の設置へ、さらに安定的な運営へ公設公営へと発展してきたものであり、市民協働で作ってあげてきた子育て支援の大きな拠点となってきた。

また、大津市立の幼稚園もどの子も等しく幼児教育を保障するという理念のもと、他都市では見られない全学区への幼稚園設置という形で地域の子育て支援のセンターとなってきた。これらとあわせて高度成長期に整備されてきた公立・民間の保育園では、共通の研修などを通して保育水準の向上などに取り組むことにより、大津市の乳幼児期の保育・療育は充実してきた。

さらに各学区への市民センターの設置と市民自治の発展である。この様な体制が整備されることによって、自治会などを基礎とする住民要求の実現のための仕組みが整うとともに、ごみの非常事態宣言などに直面した時にもごみ減量とリサイクル、びわ湖の環境整備などに市民協働での取り組みが進められてきた。

また、市内に数カ所あった同和地区での環境改善の取り組みも、地域改善事業の時限的な性格や地域の自立についての住民の理解と共同が事業推進のカギとなった。他都市で同和問題での利権に関わる事件や紛争が起こっていた90年代に、各地域で事業完了宣言が行われ、引きつづく課題は一般施策の中で取り組むとしたことも市民自治の発揮として大津市の大きな財産というべきものである。

その他にも、高度成長期の公害問題などを市民の運動と市政での規制強化で解決を図ってきたこと、粉石けん運動などに見られる市民運動とあわせて上下水道の整備でびわ湖と水環境を守ってきたこと、市民と事業者も共同して市営のガス事業を守り発展させてきたこと、高層建築物から景観と住環境を守るための運動や市による新たな規制の実施など、市民が主人公の立場で進めて来たまちづくりの成果が豊かに残されている。大規模な民間委託・民営化が強行されれば、市民は主権者から単なる消費者へ、市役所は人権保障の機関から単なるサービスの斡旋所になってしまい、協働のまちづくりに大きな障害をもたらすことになる。

地方自治の転換点を迎えて、これらの市民と市政、職員で築き上げてきた積極的な成果を壊すことなく、さらに発展させることを求め、来年度大津市の予算編成にあたっての政策要望を行うものである。

## 〔1〕市民本位の民主的で公正な市政運営を

### 1. 憲法を積極的に生かし守る市政を

#### (1)集团的自衛権容認の解釈改憲を許さず、閣議決定の撤回を求める

##### ①集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求めること

安倍政権は、歴代の内閣において踏襲されてきた「専守防衛」の立場を、解釈の変更で投げ捨て、海外で他国とともに武力行使をおこなおうとしている。戦争をしないことで平和の維持と経済的繁栄を実現してきたわが国は戦後最大の「平和の危機」を迎えている。閣議決定の撤回を求めるとともに、平和に反する武器輸出容認・推進や自衛隊と米軍との共同行動強化などに反対すること。

##### ②憲法擁護への積極的な取り組みを

日本国憲法の平和的・民主的条項を覆す動きに反対し、憲法第99条に規定する憲法擁護義務を負う市長としての独自の取り組み（前項のような意見表明等）とともに、「憲法を暮らしに生かす」事を掲げる大津市として、積極的に憲法の理念や内容を普及すること。また、市民から自発的に起ってくる憲法擁護の運動を支援すること。

##### ③核兵器廃絶への取り組み強化を

ふるさと都市恒久平和都市宣言・全国平和市長会参加のまちとして、核兵器廃絶への取り組みを強めること。2015年春に国連で行われるNPT会議へ核兵器廃絶を訴える市民代表の派遣を検討すること。

##### ④自衛隊基地問題への適切な対応を

自衛隊大津駐屯地については、教育部隊だけではなく中部混成団本部が置かれ、普通課連隊がその指揮下に置かれている。こうした変化にも対応して、市民生活の安全・平穏を守る立場から、基地問題としての必要な情報収集と対応を検討すること。

自衛隊募集については、引き続き自治会への協力押し付けを行わないこと。市街地での演習行為や戦闘服での通勤など、市民に緊張感や・違和感を与えることを控えるよう求めること。

#### (2)人権や民主主義を守る取り組みを強めること

①国民の知る権利を奪い、意見を封殺する特定秘密保護法の撤廃を求めること。また、法が施行されようとしているが、今後の市政に関わる問題についてどのような影響があるのか調査を行うとともに、特定秘密を取り扱う職員に対する身元調査や関係者調査などを行わないこと。

##### ②大津市男女共同参画条例に基づく実効性のある計画推進を

大津市男女共同参画条例に基づき、「Otsu プロジェクト-W」が実施されている。市役所内をはじめとして、民間企業についても女性管理職の登用促進や男性の育児休暇取得促進の施策がとられているが、今のところ効果は上がっているとはいえない。男性も育児や家事などに参加しやすくするための働き方の改善を図ることや育児休暇を取得しやすくするための方策を打ち出すことが必要である。市として実効性のある対策を強めること。

##### ③市長の通勤のあり方見直しを

公用車を配置しながらタクシーでの移動を繰り返し行っている現状は不正常であり、財政のムダ使いでもある。あり方の見直しを行うこと。

#### ④広報やホームページの改善を

市民が行うサークルや講座などを案内する「いべんと伝言板」への掲載申し込みが増加しているため、紙面の制約から掲載できないものについては、BBC のデータ放送や市のホームページに掲載するなど、市民の活発な活動を支援する工夫を行うこと。

災害時の被害情報などを発信できるものとして、LINE 等のソーシャルメディアを整備したが、ホームページのトップページにアイコンを表示するなど、分かりやすく使いやすいものに改善すること。

### (3)市政運営と行財政の改革は市民本位の立場で

#### ①中期財政フレームおよび予算編成方針について

今後 5 年間で 300 億円余の収支不足が見込まれるとする中期財政フレームが示されたが、この数字は実態以上に市民に危機感を与えることを意図している。これまでの計画でも、歳入だけでも 100 億円を超える乖離が見受けられる年もあり、収支不足額だけが喧伝されることは、必要な施策を抑制することにもつながり不適切である。毎年見直される中期財政計画とそれに基づく財政運営の実態・決算数値などのフォローアップを適切に公表し、予算編成に反映させるべきである。

#### ②補助金の終期の設定や補助率の引き下げなどで、市民生活支援を後退させないこと

市では 2012 年度に策定した「補助制度適正化基本方針」に基づいて、今年度から補助金の大幅な見直しが行われている。主として財政面の節約が要因となっているが、従来行なわれてきた補助制度は市民生活の支援とともに、協働のまちづくりの原動力ともなってきた。市民本位のまちづくりの後退にならないよう市民の意見を十分に聴取して、方針の検証を行うとともに、機械的、一律の運用を行わないこと。

#### ③公共施設のあり方は市民合意を尊重すること

公共施設の面積や経費 30%カットの方針が打ち出され、現在一部の幼稚園等で統廃合が検討されているが、地域住民が自発的にまちづくり協議会を立ち上げて、今後のあり方について議論されている。施設の統廃合や複合化など、利用者・住民のみならずまちづくりの観点からも影響が大きいことに留意し、地域住民の合意を尊重すること。

#### ④安易な民間委託・指定管理の見直しを

人員削減を求める国の行革推進法や自治体の財源の不足などを理由として、民間委託や指定管理、PFI などの導入が行われようとしている。これらの手法は、低賃金に置き換えることによる経費削減が大部分であるが、もともと行政が持っていたノウハウや経験を生かしていく道をふさぐことになってきている。民間に投げ出すのではなく、むしろ逆に民間の活力やノウハウを取り込むことによって、自治体が果たすべき公共的責任を果たしていく方向への転換を図るべきである。

#### ⑤庁舎整備について

庁舎整備については隣接国有地の取得を前提として、今年度から 2015 年度にかけて整備手法の検討が行われるが、他の公共施設のあり方を見直している時だけに、過大な投資とならないように十分な検討を行うべきである。また、南北に細長い本市では、高齢化が進む市民の利便性の点からも一極集中の庁舎整備だけでよいのか、ICT を使った支所機能の高度化なども視野に入れて、そのあり方を検討する必要がある。他都市では住民投票などでその可否を市民に問うなどしているが、十分な市民合意を得る努力が必要である。

## ⑥情報システムの整備について

情報システムのオープン化に向けてさらに取り組みを強めること。また、今後マイナンバー制度の導入が行われることとなるが、個人情報の保護などに大きな課題を抱えている。市としての情報管理のあり方について、検討を進めること。

行政の各分野でスマートフォンなどの活用方法、たとえば独居老人の見守り、デマンドタクシーの配車などを全庁横断的に促進すること。

## 2. 市民サービス向上に意欲を持って働ける市役所を

### (1)不正や腐敗を根絶するための職員を主体とした取り組みを

#### ①コンプライアンスの徹底へ職員主体の取り組みを

不祥事の根絶のためには、公務員倫理やマニュアルの徹底など上からの改革ではなく、不正や腐敗をなくしたいと考える職員を市長が先頭となって励まし、自主的な職場風土づくり、不正防止のシステム作りに取り組むことが必要である。職員自身が規範作りを行い、常にそれを見直すことができるように推進室が支援できる体制を整えること。

また、職員の扱う公金や準公金などのダブルチェック体制を作るためにも、適切な人員配置が行われるよう検討すること。

#### ②風通しのよい何でも言える職場づくりへ人事評価の見直しを

今年度から人事評価制度が管理職の手当などに反映されることとなるが、民間企業では人事評価制度やそれに伴う給与格差などがメリットよりもデメリットが大きいとして見直すところも出ている中で、評価制度を導入する意味をあらためて検討する必要がある。

そもそも公務労働に人事評価がなじむのか、定型的な業務と創造的な業務などの評価基準をどうするのかなどの問題は依然として解決していない。評価は評価として、生活給に連動させないプラス評価で加算するなど、グループやチームでの仕事ぶりを正當に評価する、意欲の向上につながる評価制度となるよう検討を行うこと。

### (2)市民福祉を守る専門職としての労働条件の確保を

#### ①職員定数の削減をやめ、必要な職員を配置すること

職員の行き過ぎた定数削減は、長時間過密労働の原因となり、職員の精神疾患の増加・技術や知識の蓄積の困難さなどの人的な影響をはじめとして、非常勤職員の多用・民間委託による市民サービスの後退、ひいては津市行政の質的な低下を招くなどの重大な問題がある。これ以上の定数削減をやめ、必要などころに必要な人材を確保するよう努めること。

#### ②非常勤職員の待遇改善を図ること

正規職員の定数削減の一方で、臨時・嘱託などの非正規職員が増加している。臨時的・補助的な業務に就いている場合も多いが、支所や福祉職場で正規職員が担うべき部署で同じような責任を担って働いている非正規職員もいる。仕事の性質に応じて、非正規職員の待遇改善を図ることは、職員同士の意思疎通やチームワークの上でも欠かすことはできない。非正規職員の待遇改善をいっそう進めること。

#### ③公契約条例の制定を検討すること

今年度建設労働者などの積算単価の改定が行われたが、津市の仕事を請け負ったり指定管理などで働く労働者の労働条件を改善することは、工事や役務、直接的なサービスなどの品質を引き上げるために欠かせない。本来国において公契約法などの形で実施すべきであるが、自治体としてその流れを促進することを含めて、検討すること。



## 〔2〕文化スポーツ・市民協働の振興を

### 1. 市民生活を支える行政サービスの充実を

#### (1) 市民相談・支援体制の充実を

##### ① 市民の実態に沿った市民相談・消費者保護の充実を

市民相談は市民の要望に沿って拡充されてきたが、時代のニーズや市民の実態に合わせた充実を図ること。特に高齢者を狙った振り込め詐欺、リフォーム詐欺や悪質商法などが多発しており、消費者への啓発活動とともに、实际的に被害を食い止めるための実効性のある金融機関やその他機関との連携などを進めること。

##### ② 「大津市子ども・若者プラン」に基づく取り組みの推進強化を

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が将来の社会的自立にむけて、地域社会で支援するための関係機関のネットワークが機能するよう体制を強化すること。

現状に即した相談や福祉・雇用の支援を効果的に行えるよう早期に具体的施策を構築し、予算を増額すること。

##### ③ 地域の特性に応じた支所機能の充実を

支所機能のあり方が検討されているところだが、地域防災の拠点としての役割など担う重責からも支所長は正規に戻すこと。また現場職員の声を反映して、各地域の特性に配慮した人員体制とすること。

支所での窓口対応が複雑多岐になっていることから、身近なところで行政サービスが提供できるよう「基幹支所」的な機能付与の検討を行うことや職員研修を充実させること。

##### ⑤ 斎場施設・葬儀ホールの利用促進を

規格葬儀が廃止されるが、斎場施設・葬儀ホールは市の施設として、市民が利用しやすいよう適切な運用や利用促進へ指定管理者の指導を行うこと。

#### (2) 地域安全・住民自治の発展のために

##### ① 防犯カメラの適切な設置・運用を

昨今の子どもの被害を受ける事件などが多発していることから、防犯の補助的役割として設置される防犯カメラについて補助制度が設けられるなど設置が進んでいる。また、いくつかの店舗などでも防犯を目的とした監視カメラなどが設置されているが、目的外使用などの規制をする法律が存在せず、プライバシー権の侵害などの危険性が指摘されている。2012年の日弁連の規制案などを参考にして、適切な人権保護を行うための規制法制定の要望を国に求めるとともに独自の規制条例の制定などを検討すること。また、当面ガイドラインの見直しや徹底を図ること。

##### ② 自治会館の整備・活用を

自治会活動の拠点としての自治会館の整備について、新設だけでなく、増築や建て替えなどにも補助を行い整備を促進すること。

また、地域の自主防災のための、資機材や備蓄品の保管場所としての整備にも支援を行うこと。

## 2. 豊かな文化スポーツのまちづくりを

### (1) 市民協働で住民が主人公のまちづくりを

#### ① 市民が主人公の協働事業の充実・拡充を

大津市協働提案制度は、地域課題や新たな市政課題の解決に向けて市民と共に施策を構築する制度として、テーマ設定や募集数においても市民の期待に応えられるよう、より市民の声を反映した施策へと充実させること。については、大津市の行政としての責任を後退させることのないよう役割を果たすこと。

#### ② 市民の文化・芸術活動を保障する施設運営を

市民が気軽に文化・芸術に親しめる環境整備のために、大津市市民会館などの施設運営にあたって、大津市の主催、後援や共催としての参画や、市民福祉の向上、地域の文化振興などの社会教育を目的とする取り組みへの支援を行うこと。具体的には減免制度の創設、キャンセル料の規定整備など市民本位の見直しを図ること。また施設利用の区分設定や料金体系についても、利用者の利便を図れるよう見直しを行うこと。

#### ③ スポーツ施設の整備を図り、使いやすい予約システムの整備を

滋賀県での国体開催が予定されているが、過度の負担とならないように配慮しながら、施設整備に努めること。

市内の体育館などスポーツ施設は、管理者が学校や市民部、公園緑地協会、また民間の指定管理事業者など様々であり、市民からは利用状況の確認や予約の申し込み先が分かりづらい。市民向けに、市のホームページなどで市内スポーツ施設の予約一元化を実施すること。

#### ④ 引き続き比良山岳センターの老朽化に伴う施設改修の費用について市として支援を検討すること。

## 〔3〕安心して暮らせる福祉優先のまちづくりを

### 1. 子育て、福祉の施策の前進を

#### (1) 子どもの権利が保障される保育制度・子育て支援策を

① 2015年度から始まる子ども子育て支援新制度に伴い条例が制定されたが、様々な運営主体が参入することを考慮すれば、課題を残すものとなった。これまでの大津市の保育の質を保つため、保育にあたる職員はすべて有資格者とする、食事の外部委託は行わないこと。駅なか保育やビル内での保育所も増加しているが、保育施設は2階までとし、安全確保の面からもビル内の保育室は認めないこと。他の基準についても子どもの最善の利益の確保を考慮して、公的責任を後退させない立場で適切な運用を行うこと。

#### ② 認可保育所を基本とした受け皿の拡充を

新制度の下で、待機児童解消のため、企業や株式会社などが経営する利益優先型の保育園が増加することが心配される。保育を必要とする子どもの保育には、認可保育所の整備を基本として対応し、子どもの保育に格差を生み出すことは行わないこと。

#### ③ 公立保育所を子育てのネットワークの中心に

子どもをめぐる生活環境が複雑化するもとで、公立・私立の保育所や幼稚園、児童館や公民館などの公共施設、小児科医や民生児童委員、自治会などがネットワークを構築し、地域

を基礎として子どもの育ちと子育てを支援することは今日的な課題である。市の一機関であり、乳幼児期の子育ての専門家がたくさんいる公立保育所を子どもの育ち、子育てを支援する地域の中核施設として、さらに税を原資として整備された住民全体の財産として、安易な民営化は行わず公立として存続させること。

## (2)豊かな放課後を保障する児童クラブの充実を

### ①児童クラブの施設の改善を進めること

設備及び運営の基準が条例で制定され、専用区間の面積は、児童一人につきおおむね 1.65 平方メートルでなければならないと明記された。この基準を満たすためにも、マンモス化による狭隘施設の施設整備を図るとともに、引きつづき手洗いやトイレなどの施設整備を進めること。

### ②児童クラブ指導員の労働条件のいっそうの改善を

働き続けることができるように、児童クラブ指導員の待遇改善をさらに進めること。2001 年の公営化から 13 年が経過した今日、在職者の雇用を守りながら児童クラブ職員についても正規職員化を進めること。

2015 年度より午後 7 時まで開設時間が延長されるが、保育体制の充実とともに、現場の実態をしっかりと把握し、指導員の労働強化につながらないようにすること。

### ③民間保育園での児童クラブ実施について

2012 年度より、民間保育園による児童クラブが開園されているが、運営にあたっては保護者負担の軽減などにも配慮し、市としての支援を検討すること。利益優先の企業や株式会社への参入で、保育の質の低下を招くことがないように適切な規制と指導を行うこと。

## (3)地域で安心して子育てができる体制整備を

### ①児童虐待への取り組みの強化を

行政と地域が連携して「子どもを虐待から守る」ための子育て支援の施策が拡充されてきたが相変わらず子どもたちの命が失われる事態があとをたたない。

職員一人当たりの相談件数は、県内平均 42 件を大きく上回る 75.3 件となっている。また、正規職員の配置率は県下で最低である。子ども家庭相談員の正規職員化と増員を行い、市として積極的な相談・支援体制を充実させること。

目標を定めて CSP、CAP 等の児童虐待防止の事業を子育てに関わる保育園・幼稚園等で実施すること。

### ②大津市による子ども家庭相談センター（児童相談所）の開設を

地域で孤立して子育てに悩む親や虐待に苦しむ子どもたちにとって、県の「子ども家庭相談センター」が果たす役割は大きい、「市や学校などとの連携、対応が遅い」などの声が聞かれる。中核市となった大津市として一貫した対応ができるよう、大津市の子ども家庭相談センターを開設すること。

### ③児童館の計画的な整備を

地域での遊び場を増やして欲しいとの声が上がっている。地域での子育ての拠点として、また異年齢集団での活動体験など児童館の取り組みを積極的に進めるとともに、施設の計画的な整備を図ること。富士見学区など東部での設置、また穴太団地内の市有地は中北部文化センター（仮称）として児童館機能を含む複合施設として設置への取り組みを行うこと。その際、中高生などの居場所作りとして、「青少年の広場」「青少年の館」（いずれも仮称）

などの構想を青少年課と福祉政策課などで検討すること。

#### ④のぞみ会に対する支援を

「のぞみ会」が、経営する食堂の売上額などを過少報告し、施設使用料を免れていた問題で、多くの会員の方が職を失うなど苦境に立たされた。いままで、母子家庭や寡婦の福祉増進のため中心をになってきたのぞみ会が、それにふさわしい役割が担えるよう、県に対して支援を強めるよう求めるとともに、大津市としてできることを研究・支援すること。

## 2. 障がい者の権利条約を基本とした施策の充実を

### (1)「完全参加と平等」の実現へ取り組みの前進を

#### ①障がい者の権利保障を明確にした取り組みを

2015年度から、障害者総合支援法の改正により、「障害程度区分」が「障害支援区分」に、ケアホームとグループホームの一元化、などが当事者や関係者の大きな関心となっている。また65才になると介護保険制度に移行することとなり、1割の費用負担が発生するなど障がい者の負担が増え、サービス利用が抑制されることも大きな問題である。

こうした中で2015年度から新たに進められる「大津市障害者福祉計画（おおつ障害者プラン）」の推進においては、障がい者の権利条約を基本とし、障がい者が地域で普通に生活できる支援策の充実を図るため障がい者の生活実態を十分に調査把握したうえで、積極的な取り組みを進めること。

#### ②生活と自立の拠点となる障がい者施設の整備促進を

2015年度から市内3カ所の児童発達支援事業に通所する児童については相談支援事業所の利用計画が必須となった。今後の相談支援事業所の在り方を見通した上で適切な人員配置や箇所数について検討すること。市内のどの地域に住んでいても平等に療育を受けることが出来るよう職員、送迎バスなどの環境整備とともに医療的ケアの必要な最重度の障がい児を受け入れることができる施設整備を進めること。

また、緊急時にショートステイを安心して利用できるように、受け入れができる事業所を増やし、市独自で空きベッドの確保をすること。学校卒業後の行き場を確保するために、引き続き生活介護施設の整備を計画的に進めると同時に行動障がい者の受け皿の整備を行うこと。

#### ③地域生活を支える体制づくりを

重度障がい者も安心して地域で居住ができ、また入所・ホーム・独居などその人らしい生活を支えるための拠点となる24時間対応できるサポートセンターの設置を早急に行うこと。

2015年度からケアホームはグループホームへ統合され、基本サービスと介護サービスという構造となる。個々の利用者のニーズに応じた職員配置、重度者への補助の充実などを図ること。

#### ④移動や自立を保障する支援事業の充実を

移動支援事業については車両移動ができる事業所が少なく、介護や危険な行動のため2人体制が必要でも制度的に無理なため、受け入れてもらえにくい。日中一時支援については放課後デイサービスで児童の放課後支援の場は充足しつつあるが、成人の日中活動支援を担える事業所が必要である。また、6時間以上も時間単位で延長できるような単価設定が必要である。これら課題改善のための対策を取ること。

障がい者の単独行動でも交通機関の割引が受けられるように引き続き関係機関に働きか

けを行うこと。

## (2)ノーマライゼーションの促進へ、体制の整備を

### ①発達障がい者などの一元的な相談体制の整備について

2015年2月に明日都浜大津1階に発達障害及びその疑いのある子どもを対象とした「(仮称)子ども発達相談センター」が開設される。福祉と教育が一体となり、継続した支援体制が整えられることとなった。今後さらに充実が図られるよう、実態に応じた職員体制の充実や、対象年齢の拡大など取り組みを進めること。

### ②障がいの虐待防止へ体制整備を

障害者虐待防止法(2012年10月から国や地方自治体、福祉施設従事者や利用者などに虐待防止のための責務を課すとともに、発見したものに通報の義務を課す)に対応した相談体制がつけられているが、積極的な介入や改善の措置をとれるよう、センターの運営は市直営で体制整備を進めること。

### ③障がい者差別解消への取り組みの準備を

障害者差別解消法(2016年4月施行)の施行に向けて、啓発や相談体制、支援地域協議会の設置などの整備を進めるとともに、大津市として「合理的配慮」を踏まえた庁内のハード・ソフト面の点検・改善を進めること。

### ④障がいの雇用拡大を

昨年度より15年ぶりに障がいの法定雇用率が引き上げられ、一般事業者は1.8%から2.0%へ、地方自治体は2.1%から2.3%となった。大津市は2014年6月現在2.28%となっており、目標値を下回っている。引き続き市として雇用拡大に努めるとともに、大津障害者働き・暮らし応援センターや大津若者サポートステーションとも連携し、一般企業についても障がい者雇用促進を働きかけること。また、自立した生活が送れる賃金が確保できるよう民間事業者に働きかけること。

## (3)精神障がい者・難病患者の支援の充実を

### ①精神障がい者が地域で暮らすことのできる施策の充実を

障がい者施策の中で最も遅れた分野である精神障がい者施策の抜本的改善を図ること。とりわけ、通院治療・生活支援施策・働く場の保障など、安心して暮らせる施策の充実を図ること。

### ②難病患者への医療・福祉の充実を

総合支援法によって、難病患者も支援の対象となったが、制度が利用できない人たちも多くいる。国に制度改善を求めるとともに、制度の谷間にいる人が支援を受けられるよう大津市独自で支援策を検討すること。

厚労省の提案している医療費助成見直し案は、医療費助成の対象の難病を拡大し、自己負担を3割から2割に引き下げるなどする一方で、月々の医療費の上限額を引き上げる。これは、所得に関係なく住民税非課税世帯を含むすべての難病患者世帯に影響するので、安心して必要な医療が受けられるよう大津市独自の補助を行うこと。

## 3. 反貧困、人間らしい暮らしの応援を

### (1)格差と貧困をなくす社会保障の充実を

#### ①必要とされる人に行き届く生活保護行政を

2013年8月1日から、最大10%の生活保護基準引き下げが強行された。受給世帯の96%、200万人以上が減額され、子どもの多い世帯ほど減額幅が拡大した。その後物価の上昇も顕著となっており、基準額引き下げの根拠も失われてきている。被保護者の生活実態を調査し、保護費を元に戻すよう国に求めること。

#### ②被保護者の権利を尊重する対応と支援への改善を

新たな「生活保護法改正法」が2014年7月から施行された（一部を除く）。生活保護申請手続きの権利を保障するために、手続きの厳格化ではなく、申請者が尊厳を持って対応されること、生活保護の恥辱感根絶のために職員の研修・教育を実施すること。

法改正に伴い改めて同意書の提出が求められているが、行っていない自治体もあり、提出の強制は行わないこと。また、扶養義務についてもそれぞれの申請者の事情をよく聞いた上で申請時のハガキでの問合せについても配慮すること。

#### ③困窮者に寄り添う就労・自立支援を

2015年度から生活困窮者自立支援法が施行される予定である。生活保護の削減を目的とした就労支援制度であるため、劣悪な労働条件でも「とりあえず就労」を求めるおそれがある。本人の意向をふまえながら就労だけに限らない自立の在り方を求めていくことが大切であり、共に考え、寄り添い・伴走型の支援を行うべきである。

学習支援についても社協頼みではなく、市として今までの中三学習会の実績をさらに拡充する内容となるよう支援を行うこと。

#### ④ケースワーカーの増員を

一人のケースワーカーが受け持つ担当世帯は80件が標準とされているが、申請数が増加している現在、天津市では一人で100件以上受け持っている。違法な水際作戦をなくし、自立支援に向けた丁寧な対応を保障するためには、一人当たりの受け持ち件数を減らすことが必要であり、早急にケースワーカーの増員を行うこと。

#### ⑤ホームレス・住宅困窮者対策としてシェルターの設置を

現在は、社会的包摂・絆再生事業としてNPOがシェルターを運営しているが、戸数が限られており、ホームレスや失業者など、生活拠点を必要とする生活困窮者がすぐに入れる状態にはなっていない。安定的に利用できる公的シェルターが求められている。市として設置を検討すること。

### (2)貧困問題解決へ積極的な取り組みを

#### ①ライフライン事業者などとの連携で積極的な生活支援を

近年、一人暮らし世帯だけでなく複数世帯でも孤立死が発生している。電気ガス水道などのライフライン提供事業者は、滞納があり納付に応じない場合でも、利用者の生活状況を十分に把握したうえで必要な生活支援へとつなぐこと。最近の事例では、孤独死・孤立死した世帯が生活保護担当窓口で相談に来ていながら、その時にはさまざまな理由で申請をせず、支援を受けないまま衰弱して亡くなっているケースがある。相談に来られた時の条件で生活保護が受けられなくても、相談内容を記録し、その後の状況の変化を定期的に観察するなど丁寧な対応をすること。

#### ②生活支援のためのワンストップの相談窓口の設置を

相談にこられた生活困窮者のアセスメント（状況の整理と問題点の把握）、適切な支援機関へのつなぎ（他の各事業等）、継続してのフォローを、関係機関と連携・協力しながら行

う総合窓口を設置すること。また、生活相談に来られる市民の背景には貧困だけでなく DV・虐待など複数の課題を抱えていることが多い。福祉専門の職員の配置を行うこと。

### ③生活保護基準に連動する制度の影響対策を

生活保護基準の見直しにより、今年度就学援助制度が受けられない人には、従前と同様の措置がとられることとなったが、他の制度でも保護廃止となる人が引きつづき住民税非課税の場合には、厚生労働省の通知などを参考にして、影響する事業について従来と同様の扱いとするよう関係部局に働きかけること。

また、原油価格の高騰などで困窮する世帯に対して、福祉灯油などの補助を実施すること。

## 〔４〕安心できる医療・保健・介護のネットワークの整備を

### 1. 地域で高齢者を支える介護制度の拡充を

#### (1)必要とする人が必要な介護を受けられるように

##### ①介護保険制度の改善を国に求めること

国民の負担増を抑えながら介護制度の抜本的改善を図るために、国に対し、介護保険の国庫負担割合の引き上げを引き続き求めること。広域化には、はっきりと中止を求めること。在宅サービスを制限している要介護認定や利用限度額を廃止し、現場の専門家の判断で介護を提供できる制度に改善を求めること。

##### ②介護保険制度の改悪に反対を

社会保障審議会の介護保険部会で、要支援 1・2 の人を保険給付の対象から外して、市町村任せの事業にすることや、特別養護老人ホームに入所できる人は「要介護 3」以上に限定すること、また所得によって介護保険の利用料を 2 倍に引き上げることや、低所得者でも預貯金や不動産があれば、施設の居住費・食費の補助をなくすなど制度が大きく改悪されることとなった。国の責任を後退させ、介護を必要とする人にさらなる負担増を強いる制度に対し撤回を求めること。合わせて大津市としてサービスの質を維持するための独自の手立てを講ずること。

##### ③介護の人材不足の打開を

訪問介護の生活援助の基準時間の短縮で、細切れ・駆け足介護をせまられ、利用者の体調の変化に気づきにくいなど、深刻な課題となっている。また介護報酬が約 2 割減となったことで、労働条件が悪化し人材不足が慢性化している。生活援助の時間短縮を撤回すること。また、介護保険料や利用料が上がることをないように国費を充てることで、事業所に対する介護報酬の引き上げ、介護労働者の処遇改善を求めること。

##### ④介護施設の整備拡充を

施設整備については 2015 年度から実施の第 6 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画内において目標数が示される。前計画期間内に充足できなかった認知症対応型通所介護 4 か所、複合型サービス 2 か所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2 か所は、新たな施設整備とともに、第 6 期計画において実施すること。

深刻な待機者の解消のために国に財政支援を求めること。特別養護老人ホーム、小規模・多機能施設、グループホーム等の増設を行い、必要な介護サービスが受けられる基盤整備を図ること。

## (2)地域で高齢者を支える体制の整備を

### ①高齢者の移動を確保する取り組みを行うこと

高齢者が豊かな経験や知識、能力を生かして、社会に参加することは、高齢者の方々の生活を豊かにするとともに、長寿社会づくりや地域の担い手づくりにもつながる。福祉施策として、高齢者が容易に移動できるよう支援のための施策を講じること。

### ②独居老人対策の強化を

近年の高齢者の孤独死や孤立死を防ぐために、市として独居高齢者の実態調査を行うこと。また、本人の了解を得ながら民生委員や他の事業者等とも協力して、定期的な安否確認などができるよう体制を構築すること。

要支援者の介護予防のためにも、高齢者サロンの充実が望まれる。社協と連携を取り、サロン充実に向けての支援と具体的な設置計画を市として責任を持って立てること。

### ③障害者控除認定制度の周知徹底を

介護サービス利用者に対して、保険料決定通知などの際に「障害者控除認定書」の周知徹底を図り、さらに利用しやすい制度とすること。

### ④シルバー人材センターの事業への支援強化を

シルバー人材センターへの委託契約において、一部単価の切り下げが行われている。単価が下げられることによって、シルバー人材センター内では、より効率よく作業できる人だけに仕事が集中し、仕事してもらえない人がでてきている。高齢者の生きがい対策として多くの高齢者が参画できることを目的としている事業であり、委託料については、ダンピングがされないように適正な労務単価を設定すること。また昨今の厳しい生活実態から生活支援としても果たしている役割が大きいことから、技能習得への支援や、引き続き仕事の拡充に努めること。

## 2. 命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営改善を

### (1)国民健康保険の負担軽減を

#### ①高すぎる国民健康保険料の引き下げを

昨年度は保険料を据え置き、法定外の繰入金を措置するなど努力をされ、今年度も保険料は4.9%上がったものの、多額の繰入金を措置してきたところである。しかし、依然として被保険者の所得に対する負担は大きく、保険料が上がれば収納率が下がるという負の連鎖も懸念されている。引き続き、国に国庫負担率の増額を要求するとともに、保険料の引き下げを行うこと。

#### ②新設された市独自の保険料減免制度の周知と拡充を

昨年度から国保料の「生活困窮者減免制度」を創設された。しかし、減免の適用条件は「世帯全員の預貯金の合計が生活保護基準額の1.1倍未満」や「公私の扶助を受けている」「過年度の保険料に未納がない」などあまりにも厳しく、制度を利用できるのはごくわずかな世帯に限られている。

「世帯全員の預貯金の合計」を大幅に緩和するとともに、「公私の扶助を受けている」「過年度の保険料に未納がない」ことを条件から外し、国保料通知や広報、ポスター、ホームページ等を使い、市民にわかりやすく周知すること。

#### ③窓口負担の減免拡充を



国保法第 44 条の窓口での一部負担金免除制度について、引き続き周知徹底を図ること。また適用基準については、生活保護基準の 1.2 倍以下の収入とし、収入以外の条件を設けないこと。

## (2)医療へのアクセスを保障する保険制度の運営を

### ①保険証の取り上げをやめ、短期証も郵送を

国保は保険料を払った見返りに受診できるとする「相互扶助制度」ではなく、憲法 25 条に保障される基本的人権であり、すべての人がお金のあるなしに関わらず医療にかかる「社会保障制度」である。資格証明書を交付された被保険者の受診率は一般被保険者に比べ 53 分の 1 であった（2007 年全国保険医団体連合会発表）。受診抑制により重篤になることをさけるためには、滞納世帯への国保資格証明書の交付を止め、丁寧な納付相談を行うこと。また、「払える資力があるのに払わない人」なのか「少ない所得に対して高すぎる保険料を払えなくなった人」なのかを把握し、面会できない世帯に対しても機械的な資格証の交付をしないこと。短期証は郵送とすること。

### ②生活を脅かすような差し押さえは行わないこと

滞納徴収が厳しくなり、差し押さえの件数が増加している。滞納者の実態を把握し、連絡が取れないのを理由に一律に悪質滞納者として差し押さえを行うことがないようにすること。払いたくても払えない生活困窮者には、滞納処分の執行停止や「給与や年金」など生活費が入っている預貯金の差し押さえはしないこと。

### ③特定健診制度の改善を

特定健診の受診率を向上させることは市民の健康増進を図り、医療費の削減に効果があると考えられるが、現在のところ医療費の顕著な削減は認められていない。

国保会計での負担を減らすために、特定健診の財源を一般会計から繰り入れること。また、特定健診については、従来の眼底検査もあわせて実施し、受診率を引き上げる取り組みを強めること。希望者には人間ドックの補助を実施すること。

### ④老人の福祉医療費助成事業をもとにもどすこと

65 才～69 才までの低所得者について医療費の本人負担割合が 1 割であったものが新たな 65 才から 2 割へと改悪されることになり、その負担は非常に大きい。県に対してこれまで同様の補助を行うよう求めるとともに、市独自で 1 割負担の医療費助成制度を続けること。

### ⑤後期高齢者医療制度の見直しを

高齢者を差別し、連続的な負担増をもたらす後期高齢者医療制度は廃止して、高齢者の医療受給権を保障するあらたな高齢者医療制度を国に求めるべき。また、後期高齢者医療連合議会では、高齢者の生活実態に鑑みて、これ以上の保険料引き上げは行わないよう主張すること。

### ⑥はり、きゅう、マッサージ医療費助成事業の削減は行わないこと

2015 年度から月 2 回無料で受けられていた施術が月 1 回へと削減される計画である。介護予防のためにも月 2 回の助成事業を続けること。

## 3. 医療・福祉のネットワークの強化を

### (1)医療・福祉の効果的な連携を図る取り組み強化を

#### ①必要なネットワーク体制の整備を

高齢化社会の中で、医療・福祉・介護を切れ目なく提供する体制整備が求められている。すこやか相談所、あんしん長寿相談所などが核となってネットワークの構築ができるように、必要な人員の配置や予算の確保を図ること。国に対しても、地域支援事業に対する財政的な負担を求めること。今後生活圏域での相談拠点の整備が課題となってくるが、あんしん長寿相談所は引き続き直営で行うこと。

#### ②各種検診事業の推進など予防医療の充実を

一般健康診査をはじめ各種検診の受診率向上は大きな課題である。市として取り組みは行われているが、より取り組みを強め受診率向上のプログラムを策定すること。普段から定期的に受診している人に関しては特定健診の受診の枠内に組み込むこと。

#### ③自殺対策の推進を

近年、うつ病による自殺が増加している。うつ病などの精神病は、本人には自覚がない場合が多く、体のだるさや不調を訴えて内科などの一般診療科を受診するが「特に異常なし」とされて重症化し自殺に至るケースがある。そうなることを防ぐために、内科を受診した場合でも、一般診療科医がうつ病の症状を判断し、精神科医にすぐに繋げるネットワークをつくる「大津 GP ネット」の取り組みを支援すること。

うつ病による自殺者のうち、働く若年層が半数を超えた。パワハラ、長時間労働が増えメンタルヘルスを壊している。産業医などの医療的課題というよりも労働環境の改善が喫緊の課題となっている。公・民間の別を問わず職場環境改善のため産業観光部などとも連携し、長時間労働・過重労働をなくすこと。不安定雇用、無職者にうつ病が多いことから、安定的な仕事を抜本的に増やすための施策を講じること。

#### ④子どもの医療費無料化拡大を

不況が続き、リストラで失業する事態も増えている。ひとり親家庭や不安定雇用などで、所得の割に高すぎる国保料が払えない世帯が増えている。18歳までは短期証が交付されているが、3割自己負担が厳しく受診抑制につながっている。滋賀県下では19市町のうち、12市町が中学校卒業まで実施しており、大津市でも小学校卒業までの子どもの医療費無料化を早期に実施し、中学校卒業まで段階的に充実すること。

#### ⑤食の安全確保に努めること

T P P交渉が大詰めを迎えている。アメリカは、従前から、残留農薬の基準緩和などを求めており、すでに、B S E検査は撤廃となっている。日本で認められている食品添加物は832種類だが、アメリカは3,000種類となっており、T P P参加は、こうした「食の安全」にさらなる追い打ちをかけることとなる。また、放射能の残留検査など、今後も危惧される中、食品安全の検査態勢の強化に努めること。

#### (2)生存率を高める動物愛護センターの取り組みを

動物愛護法が改正され、生後間もない犬と猫の販売規制や、ペット販売時の対面説明が義務付けられた。また、安易な飼育放棄によって殺処分される犬や猫を減らすため、地方自治体が販売業者から犬や猫の引き取りを求められた場合、相応の理由がないと拒否できることも規定された。

販売事業者などへの周知徹底を行うとともに、市民団体や獣医師会と連携を図り、先進地自治体を参考に、処分を行う期間を遅らせ、譲渡率の向上を目指すこと。

#### 4. 地域医療の拠点病院としての市民病院の充実を

##### (1) 病診連携のいっそうの促進を

###### ①病診連携の強化を

滋賀県が進める地域医療情報連携システムの積極的な運用により、地域の診療所との連携をいっそう強めること。脳卒中、糖尿病などの地域クリティカルパスへの取り組みを推進するとともに、紹介率の向上など日常的な病診連携の強化を図ること。

###### ②災害時の拠点病院としての機能強化を

近年大型台風の上陸や地震災害などの多発など災害対応の強化が大きな課題となっている。大津市民病院は免震構造となっていることから、災害時に大きな役割を果たすことが期待されている。災害時の受け入れ体制の強化、災害対応訓練の充実、三師会との連携による応援態勢や医療資材等の準備など災害対応の充実を図ること。また、病院のヘリポートにエレベーターを設置するなど、機能面での改善を図ること。

##### (2)診療体制の強化と経営安定への取り組み

###### ①医師確保のいっそうの取り組みと診療体制の強化を

内視鏡センターの整備やMR機器の更新など高度医療の整備が行われたが、医師をはじめとする人材確保が伴わなければかえって経営上のマイナス要因になりかねない。安定的な診療科の運営のために計画的に取り組みを進めること。

また、看護師が時間をとって患者と接することができたり、研修時間の確保ができるようにゆとりを持った人員配置を行うこと。

###### ②安定経営のための努力をし、公的病院としての存続を図ること

一定の不採算部門を担う市民病院として、一般会計からの繰り入れを適切に確保するとともに、経営安定化のための取り組みを進めること。経営を優先させて地方独立法人化を進めるなど公的病院の責任を放棄しないこと。また患者の減少などに歯止めをかけるために、患者の意見を聞く機会やアンケートなどを行って、それに基づく改善計画などを立てて取り組みを進めること。未収金を減らすことは重要ではあるが、生活困窮の患者に対しては相談体制を充実し、他の部局との連携で生活再建につなげること、一般会計からの財源を確保しながら、無料・低額診療についても検討すること。

###### ③不祥事根絶へ職員の意識啓発とチェック体制の強化を

この間市民病院で相次いで金銭管理や契約をめぐる不祥事が発生した。個々の職員の問題ももちろんあるが、その背景にあるチェック体制や不祥事を起こしやすい体質などに検討を加えて、再発防止のための手だてをさらに強めること。限られた人員の中で体制を整備することに課題があれば、職員定数の拡大も検討する必要があるとともに、病院業務に精通した職員を継続して確保できる人員体制を図ること。

#### 〔5〕地域経済の自律的發展を支える市政を

##### 1. 地域経済活性化への取り組み強化を

###### (1) 雇用と営業を守る取り組みを

###### ①地域経済への影響が大きい企業行動への働きかけを

近年相次ぐ企業の大規模な人員整理などの企業行動に対して、地域経済への影響が多大なことから、企業の社会的責任を市として求めていくこと。

平時より定期的に企業の動向について情報収集を行ったり、地域経済に影響を及ぼす企業行動については、事前の協議など、市としての独自の取り組みを検討すること。

## ②呼び込み型の企業立地促進助成制度ではなく、内発的な地域経済活性化策を

企業立地促進助成制度の地域経済・雇用の活性化という目的に照らした制度のあり方を検討、見直しを行うこと。資力のある大企業ではなく、地域経済を支える中小事業者が利用しやすく、地域への再投資が期待できる効果的な制度へと事業を変更すること。

## (2)就労支援と労働条件の改善の取り組みを

### ①若者の就労支援の充実を

高校・大学の新卒者の就職環境は回復傾向もみられるが、総じて非正規など不安定雇用も多く、依然として厳しい状況である。市の「学生就職面接会」や企業訪問などは、優秀な人材を市内の中小事業者が採用できる機会を提供したり、学生にとっても生き甲斐・やり甲斐をもって働くことができる企業と出会える場として貴重なものとなっている。機会を増やしたり、適切な情報提供ができるよう関係機関と連携して、さらに体制や内容の充実を図ること。また安心して安定的に働くことができるよう、労働者の権利や雇用契約に関する学習の機会の提供などにも取り組むこと。

### ②ブラック企業根絶への情報提供を

若者をはじめ働く人を、過酷な労働に追い立て、モノのように「使い捨て」「使いつぶす」ブラック企業が社会問題となっているが、違法なサービス残業の根絶やパワハラへの規制など、ブラック企業の問題にとどまらず、多くの労働者に共通する問題を解決するためにも関係機関と連携し、情報を収集して適切な情報提供に努めること。また労働条件や職場環境が求職者（就職活動を行う学生・生徒を含む）に正しく情報提供できるように、関係機関に働きかけること。

### ③中小事業者応援へ中小企業振興条例の制定を

地域経済の主役である中小事業者を支え、応援することが市内の経済の循環を取り戻すカギとなる。昨年度から取り組んでいる中小企業の実態調査の結果や中小事業者の声を反映し、中小企業振興の理念やビジョンを明らかにして条例策定に取り組むこと。また、中小企業振興計画は、中小企業と協働で自律的な地域経済の発展をめざし、具体的な支援策を盛り込んだものとする。

### ④住宅等改修助成制度の抜本的な拡充を

住宅等改修助成制度は、経済波及効果の実証が積み重ねられていることから、その効果を公表して、より市民が使いやすい制度として、予算の増額をはじめ手続の簡素化にも努めること。同時に緊急経済対策の一環という位置づけから、地域経済対策の中心的施策として位置づけ、市内事業者と協働して恒常的に実施していくこと。

### ⑤小規模企業振興基本法の成立を受け、商店街リフォーム制度などの創設を

全国に385万ある中小企業のうち、9割を占める小規模事業者は、地域の経済、雇用を支える重要な存在であり、その活力を発揮させることが、経済の好循環を広げる。

小規模事業者をめぐる環境が悪化しているもとの、事業者が持続的に発展するため、経営のノウハウや地域資源の活用、販路拡大などの支援体制を整備すること。

群馬県高崎市で実施されている店舗改装や備品購入に対する補助で事業の継続を支援する「商店街リフォーム制度」の創設を検討すること。

### (3)観光振興で地域の力を引き出す

#### ①道の駅「妹子の里」を地域振興の拠点に

和邇インターに道の駅「妹子の里」の整備が進められているが、地場製品の販売、特産品の開発、観光地案内など地域振興の拠点として、北部地域の住民の声を反映できるよう運営方法や連携について協議していくこと。また地域振興の拠点としてその役割が発揮できるように支援すること。

#### ②地域事業者との協働で特産品づくりの推進を

市内で生産された農産物を原材料とした加工品の開発などが進められ、製品化されてきている。農産物のみならず、地域の歴史や特色を生かした特産品づくりに、地域事業者との協働で戦略的な取り組みに発展させるよう支援すること。

#### ③地域の特色を生かした観光協会へ

天津市の観光振興を推進するために、市内の各地域の特色を生かし取り組めるように、(公社)びわ湖大津観光協会と地域の観光協会のそれぞれの役割を明らかにしながら、それぞれの役割やあり方について検討すること。

#### ④安全確保のための登山道整備へ

登山愛好家が年々増加し、中高年、女性の登山人口が急増し、同時に山岳遭難事故も多発する傾向にある。地元山岳連盟や関係団体との協力・連携により、現状を把握し、安全な登山が楽しめるよう登山道、案内板などの整備を図ること。

## 2. 農業振興と食の安全、安心を

### (1)自給率向上を目指して、農林水産業の振興を

#### ①国にTPP参加反対と自給率向上強化を

TPP参加は、農産物の完全自由化のみならず医療や食の安全、保険や金融など国民生活のあらゆる分野に重大な影響を及ぼし、さらには日本の国の形を変えてしまうことが危惧される。とりわけ日本の農業には壊滅的な打撃を与え、日本の食料主権の障害となることは明白である。

市としても地域経済、農業など市民生活への影響を鑑み、国に対しTPP参加に反対し、食糧自給率向上に向けた取り組みの強化を求めること。

#### ②国に米の価格安定と地域農業の発展政策を

国は米の生産調整(減反政策)の廃止を打ち出し、TPP参加による外国産米の輸入が増えることを見越した措置である。生産者・消費者をないがしろにするやり方は許されない。財界主導で価格を市場任せにすることは、米価の安定も安全性の担保もなくなる。

意欲のある農業者が安心して生産できる条件を保障し、米の生産・価格の安定、麦や大豆などの生産拡大、農地や水路など農業の多面的機能を保障する直接支払制度の拡充など地域農業を発展させるための施策の推進を国に対して求めること。

#### ③地域農業を壊す規制緩和に反対すること

企業の農地取得に道を開き、地域農業者の声を反映できなくなる農業委員会の解体や首長による専任制、委員削減に反対すること。

#### ④市街地農地保全策の検討を

市街地農地を守るため、農地の固定資産税は農地課税に、相続税の評価は農業投資価格を基本にして、宅地並み課税を廃止するなど「都市農業振興法」（仮称）の制定を求めること。当面、生産緑地の要件を緩和し、相続税納税猶予の制度を維持しつつ、市民農園などに適用できるように求めること。

#### ⑤新規就農者への支援策の拡充を

青年層や定年退職者層に新規の就農に意欲をもつ方が増えている。安心して農業に踏み出せるように、農業委員会やJAなど関係機関との連携・協力により、施設・設備の整備や技術面への支援策を充実させること。

#### ⑥鳥獣害対策への補助継続を

鳥獣被害の防止については、国に対し継続した事業の推進を求めること。また地域の実情に応じて、市の独自事業を検討すること。

⑦市内で唯一、限界集落となっている葛川地域の活性化に向け、多部局で連携して、空き家を活用した移住募集、地域資源を生かした活性化策、鳥獣外対策などを行政として行うと同時に、これらに取り組む住民団体などに補助を検討すること

### (2)大津市公設卸売市場の市民本位のあり方検討を

#### ①市民生活を支える市場の役割発揮へ

本市の卸売市場の役割の大きさは認識するものの近年の市場を取り巻く環境の変化が厳しいものとなり、市場のあり方が検討されているところである。現状や課題を検証し、特に市民の食の安全や適正価格など市民の安心の確保という役割を果たせるよう検討を行うこと。

#### ②空き店舗の利活用で市場の活性化を

空き店舗対策や経営支援策として使用料の減額措置がとられているが、今だ空き店舗が残っている。新規入場業者の情報収集や空き店舗の利活用など、関係機関の知恵や工夫を集めて、市場の活性化と経営の安定に取り組むこと。

## 〔6〕びわ湖と自然環境を保全し持続的発展可能なまちづくりを

### 1. ごみ減量を進め、自然にも暮らしにも優しいごみ行政を

#### (1)家庭系ごみの有料化ではなく、減量・リサイクルの本格的な取り組みを

##### ①焼却施設の整備について

焼却施設建設については、BDO等の手法が検討されているが、今後さらなるごみ減量の検討などが行われており、ごみ量が一定するとは限らない。そのような中で、20年から30年間にわたる管理運営を民間任せにしてしまうことは、本市のごみ政策を制約する要因ともなる。この様な点で全面的な民間委託については行わず、焼却施設の運転管理をチェックできるように必要な技術的知識や専門性を持った職員の育成・確保に努めること。

##### ②ごみの分別と減量の促進を

なぎさ公園に置かれているゴミ箱は分別になっておらず周辺住民から苦情が寄せられている。市が設置しているゴミ箱には、他部局（公園緑地など）と連携しながら種類ごとのゴミ箱を設けると同時に、市民へのごみ分別の周知をさらに徹底すること。

また、市のイベントにおける清掃業務に関して、持ち込み手数料が徴収されているが、市民交流などの観点から、徴収については見直すこと。

#### ③リユースセンターの活用やリサイクルの仕組みづくりを

リユースセンターを拠点として、リサイクル・リユースへの啓発を進めると共に、シルバー人材などの雇用につなげるとともに、廃棄自転車の再生でレンタサイクルを運用するなど、新たな仕組み作りを検討すること。また、志賀地域で行っている生ごみの堆肥化事業を拡大を検討すること。

#### ④小型家電のリサイクルなどの推進を

廃棄された小型家電についても適切な処理ができるように、製造事業者が拡大生産者責任として行うよう求めることを国に要望すること。また、大津市としての収集について取り組みを検討すること。蛍光灯など有害廃棄物の店頭回収などを進めること。

#### ⑤地区環境整備事業における透明性・公平性の確保を

地区環境整備事業について、昨年度自治会・連合会などに対する補助基準を設けられたが、地域から寄せられる事業の要望に対し、透明性・公平性についてはいまだ不十分である。市として主体性を持って、他の補助事業との整合性の観点からもさらに見直しを検討すること。

### 2. 産廃不法投棄や違法土壌埋め立ての規制を

#### (1)産廃不法投棄等に対する環境保全対策の強化を

##### ①産業廃棄物不法投棄防止について

現在、許可のもとで搬入している事業所については、展開検査を強化させ、市としての立ち入り調査を強化すること。

産業廃棄物不法投棄への指導や規制を強めるためにも、廃棄物事業者への職員の再就職などの規制を検討すること。

また、過去の不法投棄事案の早期解決に向けた取り組みを行うこと。

##### ②改正された土砂条例のさらなる検討を

2014年7月に土砂条例などが改正・施行されたが、農地法による嵩上げについては許可を必要とする面積は従前のままである。優良農地の嵩上げを理由とした不適切処理が散見されることから、許可基準について再検討を行うこと。

また、過去に行われた違法な残土処分場の早期解決を図ること。

③汚染土壌処理事業について、利害関係者への情報公開などが指導されているが、残土処分、産業廃棄物処理を同一の事業者が行っており、市民からの懸念が払拭されているとは言えない。秋田県大館市が実施しているように定期的に議会に、搬出事業所、搬入期間、搬入方法、搬入量、含有物質、処理方法などの提出を義務づけること。

### 3. 地球環境保全対策の充実・強化を

#### (1)地球温暖化防止対策の強化を

##### ①再生可能エネルギーへの転換促進を

太陽光パネル設置の補助などの支援は行われているが、予算を増額するとともに、他市で行われているように、小水力や風力などにも対象を広げ、市民・事業者・行政が協力して地域全体での自然エネルギー推進施策を進めること。

また、電力会社が送配電設備コストを理由として電力買取を拒否する傾向が強まっているが、国に対して適切な指導を行うよう求めるとともに、固定価格買取制度の継続を図るよう求めること。

## ②節電対策に積極的に取り組むこと

原発に依存しない社会をめざすとともに低炭素社会へ引きつづき節電に取り組むこと。夏期・冬期の節電対策としての公共施設開放を積極的に進めるとともに、高齢者や青少年の交流・学習の場としての整備・改修などを進めること。

## (2)びわ湖と自然環境の保全へ積極的な取り組みを

### ①市街地中心部の河川環境の改善・悪臭等の規制を行うこと

琵琶湖の水質は横ばいといわれているが、大津市内の一部の河川（総門川など）では、依然として悪臭や汚濁などがみられる。水質や臭気など必要な規制基準はクリアしているとのことだが、市街地中心部でもあり、なぎさ公園などにも近いことから、さらに積極的な改善策を提起して規制を行うこと。

### ②びわ湖の藻の刈り取り・処分などの対策強化を

湖辺に打ち寄せられた藻が悪臭を放つなどの苦情が多く寄せられている。特に、近年問題となっているオオバナミズキンバイは4年で460倍増えると言われ、魚の産卵場所を奪うなど、様々な懸念が寄せられている。県による刈り取り事業と連携し、市としても独自の回収事業などに積極的に取り組むこと。

## 〔7〕安心して住み続けられるまちづくりを

### 1. 災害に強いまちづくりを

#### (1)原発から市民の健康・安全を守ることについて

##### ①原子力防災計画を大津市の実情に沿って検証・見直しを

大津市の原子力防災計画は、政府の原発事故対策指針や滋賀県の防災計画を基準とした受身的なものであり、福井原発群や琵琶湖の汚染という具体的実情に即した避難計画や回避手段などの点でいまだ不明瞭であり、課題そのものも整理されていない。国や県待ちになることなく、専門家の意見を参考にしつつ、とりわけ県にたいして積極的提言を行い、市民の理解を得ることにより、万一に備えた計画として充実すること。

##### ②原発ゼロの実現を政府に求めることについて

福島第一原発の事故は、原発の危険性や放射性廃棄物の処理の困難さを示すものとなった。また、これまで政府が地球温暖化防止の対策として推進してきた原発が、実際には役に立たないことが明らかになってきた。原発が直接海を暖めるとともに、放射性廃棄物の処理に膨大なエネルギーが必要となることも視野に入れる必要がある。現在日本では一基も原発が稼働していないが、エネルギーは十分に足りている。原発ゼロの実現のため、原発再稼働・推進の政府の政策を改めるよう求めること。

##### ③災害危険地域の周知と対策の促進を

土砂災害危険箇所1195か所のうち、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されていない628ヶ所の調査を急ぐよう県に求めるとともに、ハザードマップの作成、住民への周知徹底を図ること。



また、自主防災組織などの市民団体とともに地区防災計画の策定を進め、地域ごとの具体的な災害の危険性について明らかにするとともに、避難場所までの避難誘導についても具体的な方法を示すこと。

## (2)消防・防災対策の充実を

### ①防災・復旧などへの体制整備を

防災・災害時の救援・復旧対策の充実。避難指示などの発令基準、周知方法、誘導方策のいっそうの検討を進める。安全な避難所の確保、福祉避難所の充実を図ること。とりわけ集中豪雨災害など同時多発的な災害に対応した対策本部機能の強化などを図ること。

### ②災害時連絡体制の整備

今年度の台風による災害などの教訓を活かして、災害発生時の情報伝達、情報提供などの体制の整備を行うこと。エリアメールなどの活用とともに、高齢者世帯などには、避難勧告などが確実に伝わるように旧志賀町域などで活用していたような防災無線の「受信端末」等の設置も検討すること。

### ③基準消防力に見合った消防力の強化・充実を図る

地球温暖化や地球規模での気候異変によって、台風の大型化や集中豪雨などの頻度が増してきている。定数条例などを見直して基幹消防力となる消防職員の抜本的な増員を図ること。とりわけ、国が定めている基準消防力の水準まで速やかに充実を図ること。

また、職員の精神的・肉体的休養と健康管理のためにも、他部局と比べて少ない有給休暇の取得率を引き上げられるように体制の見直しを行うこと。

### ④消防団、自主防災組織への支援充実

消防団の資機材充実へ予算の確保を行って、整備・更新のテンポを上げて取り組むこと。自主防災組織への補助充実引きつづき行うとともに、消防団経験者が自主防災組織に積極的に参加できるよう支援し、消防局・消防団・自主防災組織・市民が有機的なつながりを持って防災活動に当たれるようにすること。

### ⑤火災報知器の設置促進へ支援を

火災報知器の設置率が向上してきたが、引き続き取り組みを強めること。特に災害弱者に対するいっそうの支援策を検討すること。また設置されているが、電池切れや時間経過による不備になっていないかなど、管理面での指導・周知も行うこと。

## 2. 市民生活を支える都市基盤の充実・整備を

### (1)安心して暮らせる都市基盤の整備を

#### ①地域公共交通の充実を

市内の基幹的な公共交通である京阪電車を利用しやすくするため、利用者の実態を把握し、トイレ・駐輪場の設置などの条件整備を計画的に進めるよう支援を行うこと。また、パークアンドライドの取り組みについても引き続き進めること。

交通空白地域はもとより交通不便が広がっていることに対応して、市民の交通権を明記した交通基本条例を制定し、コミュニティバスやデマンドタクシーなどの検討を進めること。現在住民主体で運行している助け合い事業などに対して補助を行うこと。

#### ②道路、鉄道などのバリアフリー化を

旧志賀町域のJR駅については、引き続き市としてバリアフリー基本構想に位置づけ年

次的にエレベーターを設置できるよう取り組みを進めること。

生活道路のバリアフリー化については、市民団体や障がい者団体などと協働で調査、整備の取り組みを進めること。

### ③利用しやすい駐車場事業の推進を

公共駐車場の周辺には、安い料金で止められる民間駐車場が増えてきている。最大料金の上限設定を設ける社会実験を行っているが、利用者の利便性の向上と利用率を上げるためにも最大料金の対象時間を駐車後 24 時間にするなど検討を行うこと。

障がい者割引について、大津京と膳所駅前駐車場では、駐車場から離れている駐輪場まで行かなければならず、利用しにくいとの意見が寄せられている。料金精算機の改善を行い、割引をその場で受けられるようにすること。

### ④生活道路の整備促進を

自転車と歩行者の接触事故が増えてきている。自転車通行量の多いところについては自転車と歩行者の分離について検討すること。

通学路の安全性向上の取り組みについて、一昨年（2012 年）の調査で、危険箇所数 247 か所が明らかとなり、そのうち 216 か所については今年度までに改善が行われたが、31 か所については道路が狭隘であることなどから改善困難とされている。道路拡張などの対応ができない箇所についても、子どもの安全確保の視点から、車両への注意を促す標識や看板など、有効な対策を講じること。（教育委員会・再掲）

道路の維持管理、草刈りに対する要望が多く寄せられているが、住民や団体の力をかりてきれいにする仕組みづくり（アダプトプログラム）等の促進を図ること。

### ⑤市道橋改修の予算確保を

重要橋梁 170 か所について、これまでのような対処療法型から予防保全型の管理に転換する長寿命化修繕計画が策定されたが、その実施には、年間 1 億 8000 万円程度の経費が必要であり、現状の予算額では適切な維持修繕が実施できないことが明らかとなった。老朽化した橋梁の適切な維持管理と長期的な観点からは大幅な経費節減となることから、必要な予算を確保すること。また、残りの 774 か所の一般橋梁についても、順次、長寿命化修繕計画を策定し、市民の安全を最優先とした管理を行うこと。

### ⑥琵琶湖大橋の無料化促進を

琵琶湖大橋の償還期限が迫り、無料化が大きな課題となっている。市として周辺道路整備の財源として有料化継続を求めているが、一定の周辺整備は当然県が行うべきであり、そのための財源も公社にある。今後の市民生活などを考慮して、無料化の促進を求めるべきである。

### ⑦環境破壊のダム整備ではなく、流域治水と河川改修への取り組みを

ダム依存や、洪水を河川内に閉じ込める対策では限界があり、流域全体で洪水を安全に受けとめる流域治水の方向に切り替えることが必要である。市としても、県の流域治水計画に対応した効率・効果的な治水対策の指針を策定すること。近年の集中的な豪雨による被害を軽減するため、吾妻川など必要な河川の改修・整備を求めること。

## (2)安全な居住環境の整備を

### ①住宅耐震診断・改修への支援強化を

地震災害から住民の命を守るための住宅の耐震化が急務となっている。大津市既存建築

物耐震改修促進計画では、住宅の耐震化率を 2015 年度には 90%にする計画であるが、現在の進捗は 81%で、あと 1 年余で残り約 9,600 戸の耐震化目標となっている。さらなる、木造住宅の耐震化促進のため施策の充実が必要である。

住宅耐震への意識向上の取り組みとして、職員による啓発戸別訪問や、耐震診断を実施しているが、その後スムーズに耐震工事につながるよう、安心して耐震費用や工事についての相談ができる無料見積もりサービス（耐震サポート事業）を実施すること。

#### ②住みやすい市営住宅の整備促進を

市営住宅の削減計画を見直し、居住の安定を図るべき世帯の実態を調査し、必要な公営住宅の量を確保できる計画とすること。

また、耐用年数を過ぎた石山団地の建て替えに早急に着手すること。PFI や一括発注などは、労働者の待遇が引き下げられる恐れがあり、地元事業者育成の観点からも行わないこと。

#### ③市営住宅の管理運営のあり方を見直すこと

市営住宅は、住宅困窮者の最後のセーフティネットと言うべきものである。他都市で行われているように、入居の際の保証人制度を必要としないように見直しを検討すべきであり、条例第 15 条の家賃の減免条項について、周知を図るとともに適切に運用すること。

高齢化が進む市営住宅では、環境整備や管理運営に支障をきたす事態も発生している。エレベーターなどの共益費についても家賃と同様に市が収納すること。また、火災報知器の設置は、他都市のように市が費用・設置工事共に責任を持つこと。

穴太団地解体後の用地は、売却せず、地域住民の意見を聞き、公共施設の再配置などに活用するよう、全庁的に検討すること。

#### ④空き地・空き家対策の推進を

市内には空き家が約 18,000 戸ほどあるといわれているが、空き家の状態を正確に把握し対策を強化すべきである。腐朽・破損したものについては、撤去も含めた適正な管理が必要となる。対応が迫られる建物に対し、所有者の明らかなものから手紙や電話などで対応を求めること。

また、空き家を登録し、市の仲立ちで住み替えやUターン希望者等とのマッチングを行い活用を促進させる、空き家バンク制度を実施すること。管理不全の建築物の撤去には、解体費用、固定資産税など経済的影響が障害になっている。空き家を更地にするための経済的援助を国に求めること。

### 3. 景観保全と風格のあるまちづくり

#### (1)市民の意見を反映させるまちづくりについて

##### ①人口減少社会と安心して暮らせるまちづくりの推進を

無秩序な市街地の拡大で、災害に脆弱な地域ができるなど大きな問題になってきた。この様な課題を解決するために、土地利用の規制のあり方を住民の安全を守るものへと見直ししていくこと。

市街地の空閑地などについても、一定の規模で確保するように、誘導・規制策を検討すること。

##### ②建物の高さ規制のいっそうの推進を

景観保全のための商業地域への高度地区の指定については、積極的な前進となった。さらにまちなみ協定や景観協定、地区計画などで市民と協働での取り組みで景観保全のための

とりくみをさらに進めること。

## (2)良好な市街地整備の取り組みについて

### ①地域の資源を活かす中心市街地活性化の取り組みを

中心市街地活性化については、呼び込み型や大型投資型ではなく、町家の整備など地域の資源を活用した取り組みを着実に進めること。大津駅周辺整備については、昨年度行ったアンケートなどで駅利用者や近隣者から要望の高い、駅前一時停車スペース整備や駅舎外の多機能トイレの整備を実施すること。

### ②歴史的な町家や街道を生かしたまちづくりを

街道沿いの景観保全への取り組みや地区計画の推進などで、まちの美観を向上させ、観光事業などとも連携してまちづくりを前進させることは重要である。現在も歴史的資源を活用し、市内各地での取り組みをひきつづき積極的に推進すること。屋外広告物条例の重点地域をさらに拡大し、とりくみを進めること。

### ③住民本位の区画整理事業の推進について

区画整理事業により良好なまちづくりを進めることは意味があるが、一方でその地域で農業を続けたいという地権者も存在する。地価の上昇にあわせて固定資産税などが増大すれば、この様な地権者にとって農業を続けることはできなくなる。負担軽減措置などをとることも含めて、検討を行うこと。

地価の上昇が見込めない現時点での区画整理事業の取り組みにあたっては、追加的な市負担が増大しないように適切に事業の進捗管理を行うこと。

### ④適切な公園の維持管理の徹底を

公園遊具の老朽化・破損により、子どもたちが怪我をする事故が各地で起こっている。公園遊具の点検・修繕を順次行い、問題のある遊具については修繕されるまでの間、使用禁止とするなど管理を徹底すること。

公園利用者がごみを持ち帰ってもらうことを原則にしながら、公衆衛生の面からごみ箱の設置は不可欠であるため、公園に設置するごみ箱には、カン・ビン・ペットボトルなど資源化回収と生ごみ・燃えるごみと分別されるよう、ごみ箱に分別表示を行うこと。

また、ひきつづき皇子が丘公園内のニュースポーツ施設の整備を促進すること。

### ⑤ふれあいスポーツセンターの運営改善を

におの浜ふれあいスポーツセンターは、障がい者などが気軽にスポーツに親しむことができることを目的に建設された施設であるが、民間企業による運営の中で、十分にその役割が発揮されているとはいえない。障がい者福祉について知見を持った団体などに運営を委託するなど、そのあり方について抜本的に検討をし直すこと。

### ⑥膳所駅周辺整備事業について

平野市民センター移転事業について、現膳所駅前公共駐車場を活用することとなったが、公共駐車場一時利用者（通常 30 台前後）、月極め利用者（90 台）と、市民センター及びその駐車場（19 台以上）をすべて確保することは難しい状況となっており、。駐車場の一時利用者スペースを現状より少なくする調整が進んでいる。駐車場一時利用は、通学通勤の送り迎え車輛などの利用者が多く、駐車場スペースが狭くなれば、通勤通学が集中する時間帯の路上駐車が多くなる可能性がある。駅前整備とあわせて必要な対策を行うこと。

#### 4. 上下水道・ガスなどライフラインの整備と安定的な運営を

##### (1)市民生活を支える都市インフラの適切な管理運営を

###### ①水道料金の安定のための適切な運営を

水道事業では今後、ますます節水意識の向上や人口減少などを背景として、給水需要の減少が見込まれるなか、今後大幅な水道料金の値上げが検討されているが、これまでのような拡張路線の事業計画を見直し、老朽管の敷設替えなど優先すべきものを明らかにし、浄水場連絡管整備事業、耐震化事業は、市民への負担も考えて、過大な投資にならないように必要な維持管理などに重点を置いた事業内容とすること。

老朽管の敷設替えについても、水道管の耐用年数を40年としているが、新たに開発された管は70年～80年のもつというのが一般的である。必要最小限の設備投資とすることを追求し、市民負担となる水道料金の値上げは行わないこと。

###### ②水道事業維持のための人材育成を

技術職員の多くが退職を迎え、技術職員の不足が課題となっている。行政内部の危機管理体制を強化するためにも、技術職員の適切な配置と、技術の継承・蓄積に努力すること。

民間への一部委託など、外部に依存していくことは、今後ますます行政内部の技術の継承・蓄積が困難になるうえ、これまで主に公共が担ってきた水道事業に企業参入の道を開くことにつながる。市民の健康で衛生的な暮らしを支えるという極めて公共的な性格の強い事業であることから、安易な民間委託に依拠することなく、安全安心という公的担保をつくること。

###### ③下水道事業の長寿命化策などを検討すること

下水道事業では、市内事業者が地下水を利用し、下水道を不正に利用していた問題が明らかになり、その対策に着手された。また、設備の拡張から維持管理にシフトをしてきているなかで、今後収益が上がることは考えにくく、引き続き不明水対策の徹底など事業の効率化を進めるべきである。公私の負担の見直しについては、当面市民生活への負担増にならないように現状を据え置くよう求める。

###### ④ガス事業利益を市民に還元を

昨年度、ガスの利益を市民に還元するとして、ガス料金の値下げ改定が行われたが、直後の円安によって急激に原料価格が高騰し、原価連動性の料金設定のもとで市民へはガス料金の値上げ状態が続いている。結果として、市民への利益還元効果は薄く、10億9000万円の黒字を計上することとなった。ガス事業会計は、現金預金と投資有価証券など150億円を超え、今後の事業展開に必要な資金を確保してもなお利益が余る状況である。ガスの利益を市民に還元する方策として、積極的な料金値下げを検討すること。

また、市民還元の一つの方策として、教育委員会とも連携しガス事業による学校給食の実施を検討すること。

###### ⑤ガスの安定供給と経営対策の強化を

エネルギー事業者間の競争の激化・ガスの自由化によって、新規需要の獲得が厳しくなることが予想される。公共事業としての安全かつ安定供給という強みを活かし、ガス導管の耐震化など震災に強い体制を構築し需要者の信頼に応えること。

また、原発事故以降、節電意識の高まり・環境にやさしいエネルギーに関心が寄せられているなか、他の化石燃料よりも環境負荷が小さくエネルギー利用効率の高い天然ガスに期

待が高まっている。天然ガスの有効活用を積極的にPRし、エネファーム、エコウィル、太陽光発電と組み合わせるダブル発電などのガスコージェネレーションシステムの普及促進などに一層努力すること。

#### ⑥生活困窮者に対する料金減免制度の創設を

一般会計からの繰り入れも視野に入れて料金減免制度を創設すること。料金滞納者に対しては、公営企業が営利目的で行なわれているものでないという観点から、事情をよく調査した上で福祉的施策・対応を取り入れていくこと。

## 〔8〕誰もが生き生きと成長できる学校、地域社会を

### 1. いじめを乗り越え、安心して学べる学校づくりを

#### (1)子どもの権利条約を活かした学校づくりを

##### ①子どもの声に耳を傾け、成長を支える教育を

子どもたちは問題行動の裏側に「自分らしく生きたい」「本音で語り合える友だちがほしい」「生きづらさを受け止めてほしい」など前向きな願いも持っている。子どもたちの声に耳を傾け、子どもの社会参加を保障していくべきである。子どもの権利条約の精神に則り、あらゆる場面での子どもの発言を保障し、子ども同士や周囲の大人との相互の信頼、連帯感を深め、互いを理解し合えるよう子どもが主体となった自主的な活動の時間を増やすこと。

同時に子どもたちに「楽しく学ぶ権利」「生命、生存、発達を守る権利」などがあり、子どもの最善の利益を守ることを、子どもたちをはじめ学校や家庭、地域にわかりやすく徹底するためにパンフレットなどを作成して普及すること。

##### ②子どもの命最優先の原則を明確に

各小中学校には「いじめ担当教員」が配置されているが、いじめの相談や情報が寄せられた際には、子どもの命が一番大切だという子どもの安全への認識を確立すること。

また、いじめの禁止を命じるような取り締まり的対応や「いじめ半減」などの成績主義ではなく、教職員の連携・協力の体制を強化できるよう学校を支援すること。

「大津市子どものいじめの防止に関する条例」には、施行後2年を目途として、この条例の運用実績の検証を行うとされている。子どもの権利を基本として、他の様々な子どもの困難に寄り添い、これに対応できるものに見直すこと。

##### ③教員の「多忙化」を解消し、教材研究や子どもと向き合う時間を

国の「教育改革」などによって学校の業務が増加し、教職員は過労死ラインまで働いても、肝心の子どもたちとのふれあいの時間や授業の準備の時間がきちんと確保できず、悩んでいる。

業務のIT化で軽減を図る努力が行われているが、抜本的に超過勤務を軽減・解消するためにあらゆる措置をとるとともに、各学校における教育委員会への提出書類を必要最小限度なものに精査し、不要・不急の書類作成等を整理・合理化すること。

子どもと向き合える時間を保障するためにも、大津市では義務教育期間において35人学級へと改善されてきたが、さらに少人数学級の推進や複数担任の促進、養護教諭の複数配置や貧困・虐待の対応に当たるスクールソーシャルワーカーの配置など、学校現場が必要とする職員の整備を行うこと。

## (2)すこやかに成長できる学校教育を

### ①教育条件の整備を図る教育振興計画を

市は2015年度から5年間の第2期大津市教育振興基本計画を策定し、その方針に基づき教育を進めようとしている。改悪された教育基本法によって制度化された「教育振興基本計画」は、政府や首長による教育内容への無制限な介入・支配に道をひらく危険のあるものである。大津市では、創造的で子どもに寄り添った教育内容になるよう、教育の自主性を尊重し、教育条件の整備を中心とする計画にすること。

### ②子どもの成長を支える学校給食へ充実を

昨年度から全中学校(葛川・志賀地域を除く)においてスクールランチが実施されている。しかし、個別の注文方式であることや金額面などにより、利用率は目標の2%には届かず1.3%にとどまった。保護者の就労支援策としても、スクールランチは「給食」ではないため就学援助費の対象外で、経済的に困難な家庭の生徒が利用しにくい状況にある。速やかに全ての生徒を対象に、中学校でも給食を実施できるよう取り組みを強めること。また、現在実施されている志賀中学校での給食は継続すること。

食育の視点を重視して、成長期の子どもたちにふさわしい豊かで美味しい学校給食へと、更なる充実を図ること。また市内小中学校での自校方式での給食の実施も視野に入れること。

### ③競争教育からの脱却を

国連・子どもの権利委員会は最終所見においても、日本の強度に競争主義的教育が、いじめ、精神障害、不登校・登校拒否、中退および自殺の原因となることを懸念すると指摘している。競争を助長することにつながる全国一斉学力テストへの参加は中止すべきである。少なくとも全国一斉学力テストは、子どもたちの競争をあおり、発達の歪みを引き起こす学校毎の結果の公表は行わないこと。

全国一斉学力テストの予算は、一人ひとりの子どもの学力を定着させるために振り替えるよう国に求めること。

### ④外国語教育について

国はグローバル化に対応した教育環境作りを進めるため、2020年の学習指導要領改訂時に小学校5、6年生に英語の教科化をめざしている。一方大津市でも、越市長の重点施策として、英語教育推進のために1億5千万円の市単独予算をつけて、推進を図っているところである。しかし、早期の英語教育に対する問題点を指摘する意見もあり、英語教育の推進については、専門家や現場の声を良く聞いて進めることが重要であることから、現場主体の検討体制を充実させるとともに、教育委員会の多面的な検討を踏まえて推進すること。

### ⑤教育の国家統制に反対し、民主主義を守る教育を

教育は、子どもの成長・発達のための文化的な営みであり、教員と子どもとの人間的な触れ合いを通じて行われるものであり、そこには、自由や自主性が不可欠となる。教育委員会は統制や管理ではなく、学校が民主的に運営されるよう支援すること。また、教育委員会自身が市民の声を反映する民主的な機関として活動できるよう、教育委員の準公選制を導入することを検討すること。

学校現場への日の丸・君が代の強制は行わないこと。道徳教育は、憲法を基本に子どもたちが自主的に意見を出し合い経験の中で、市民道徳を身につけていくものであり、国の教科化には反対すること。

#### ⑥学校の自主性を生かしたコミュニティスクールを

学校運営に地域が参画し、学校も地域の教育力を活用するコミュニティスクールの取り組みが全国で広がっている。大津市でも 2015 年度から取り組みを実施する予定とされているが、学校の自主性を踏まえるとともに、必要な予算・人員などの配置を適切に行う必要がある。また、貧困問題や教育についてなど子どもの育ち全般について地域性を踏まえてじっくり話し合えるよう、民主的な運営を保障できるよう配慮すること。

#### ⑦就学援助の継続・充実について

昨年度から生活保護基準額が削減され、今まで対象だった世帯が対象から外れてしまうことが考えられたが、今年度は就学援助が受けられることとなった。2015 年度においても生活保護基準の引き下げにより就学援助費が受けられなくなるようなことがないよう、市としての対策を講じること。

また、スクールランチ、及び志賀・葛川中学校の給食費についても就学援助の対象とすること。就学援助費に 2010 年度から支給品目に加わった 3 項目（クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費）を対象に加え、保護者の負担軽減を図ること。

#### ⑧給付制の奨学金制度を

世界的に先進国では、給付制奨学金が当然のこととされているが、日本では貸与制奨学金が原則となっており、重い返済負担から奨学金の利用をあきらめたり、途中退学を余儀なくされる事例などがあとを絶たない。後期中等教育や高等教育などの就学を保障していくことは、貧困の連鎖を断ち切り、個人の能力を開花させていく上でも、ひいては社会の発展にとっても重要なことである。国に対して、給付制の奨学金制度の創設を求めるとともに、大津市でも、給付制奨学資金の制度を拡大すること。

#### ⑨学校トイレの洋式化を進めること

近年の生活様式の変化から、子どもが学校でのトイレの利用をためらうことが大きな問題になっている。トイレの改修や清潔の保持とともに、大規模改修時には洋式化が進められているが、整備が遅いことは否めない。特別に予算を措置し早急に学校トイレの洋式化を進めること。

#### ⑩学校・通学路の安全対策の推進を

通学路の安全性向上の取り組みについて、一昨年（2012 年）の調査で、危険箇所数 247 か所が明らかとなり、そのうち 216 か所については今年度までに改善が行われたが、31 か所については道路が狭隘であることなどから改善困難とされている。道路拡張などの対応ができない箇所についても、子どもの安全確保の視点から、車両への注意を促す標識や看板など、有効な対策を講じること。（建設部・再掲）

#### ⑪幼稚園教育の充実を

未就園児親子通園事業や在園児預かり保育事業に加え、昨年度から、市内の 2 園で就労支援型預かり保育事業が開始された。

預かり保育については、通常保育とは全く切り離され、専任の臨時教諭が担当していることから、保護者からは改善を求める声が出ている。預かり保育は、保育時間の延長や安全対策ということだけでなく、子どもの育ちを保障する保育内容への充実を図るために、通常保育との連携や保育環境の拡充を図ること。

また、養育支援を必要とする保護者が増える中、幼稚園での発達支援・養育支援の機能を高め、地域での子育て支援機能を充実させること。



市が行った調査でも多くの保護者が求めている3年保育を実施すること。

⑫市立幼稚園保育料の引き上げを行わないこと

2015年度から子ども子育て新制度への移行に伴って、公立幼稚園保育料が一部値上げされることとなった。今年度申込み分については、現状で据え置かれることとなるが、2015年度以降の保護者には2倍もの負担増となる。市立保育園との格差などが言われるが、幼児教育についても低廉な費用で保障されるべきであり、幼稚園保育料の値上げは行わないこと。

⑬特別支援教育の充実を

特別支援学校のマンモス化に対応して、県に対し、大津市南部に特別支援学校の新設を要望すること。県の対応が行われないようであれば、市立の特別支援学校を検討すること。

また、発達障害者支援法の制定により、障がいの重い児童が特別支援学級に在籍するようになっているが、学級の児童生徒数が7名にならないと複数加配ができないなど、職員体制が十分とは言えない。実態に即した適切な教員配置を県に求め、当面、市独自で配置すること。

⑭不登校児童生徒への訪問教育等の体制整備を

不登校の児童生徒に対して、教育を受ける権利を保障するため、その子に応じた対応ができる職員の配置を行うこと。

⑮医療的ケアを必要とする児童・生徒の対応について

県が2014年度に既存の移動支援事業を用いて医療的ケアの必要な児童生徒の通学について、モデル事業を行える自治体を募るなど動きが見えてきている。大津市としても積極的に関わり、子どもの教育権を保障するためにも、県との協議を積極的に進めること。当面、大津市独自での福祉的施策での対応を行うこと。

⑯必要な子どもに院内学級を

平成26年度より、大津市立瀬田中学校の特別支援学級(病弱学級)として、滋賀医科大学医学部附属病院内に院内学級が設置された。大津市には4つの総合病院があるが入院する病院によって教育環境が違う現状を改善すべきである。引き続き、県に対して各病院の実態を把握し、特別支援学校の分教室としての設置を行うよう働きかけること。

## 2. 豊かな市民生活をはぐくむ文化・スポーツ施策の充実を

### (1)生涯学習を権利として保障する施策の推進を

①公民館等の施設整備と利用について

公民館は学校施設同様、災害時の市民の避難場所となっている。未着工の和邇・坂本分館の耐震改修を進めるとともに、老朽化している公民館の施設改修や設備・備品の計画的な修理を行うこと。

また、懸案となっている小松公民館の建設について地域住民との意見調整を行い、早期に建設計画を立てること。

市民センターの閉所日(土日祝)にはカギの受け渡しは前日に行わなくてはならず、都合がつかないなど、不便であるため改善策を検討すること。

公民館の料金改定を行った結果を検証し、利用率向上の取り組みに反映できる部分については反映させること。

②図書館の計画的な整備を図ること

市民の図書館利用の促進を図るために、図書館整備の長期構想を持つこと。その際、公共施設マネジメントの一環として、再配置計画などを行う際には、公営として残すことを前提に検討を行うこと。

市民ニーズに応える図書購入予算を確保するとともに、図書館司書の配置を充実させること。

③市内の重要遺跡や史跡の整備の促進をすること

近江大津宮跡、穴太廃寺、近江国庁跡などの整備を促進すること。史跡は歴史の生きた教材でもあり、観光資源でもある。保存状況を総点検し、市民との協働事業として保存・整備に努めること。また、一定面積の用地確保ができたものについては、暫定的に整備を行い市民に開放すること。

発掘が行われた文化財や史料については、収納・展示などの場所が不足しているため保存・活用のための施設整備などを検討すること。

④郷土の歴史を知り、情報発信する場として歴史博物館の充実を

大津市の歴史・文化・史跡などの積極的な展示を行うとともに、これまで取り組んできた市民とともに作る企画をさらに充実させること。大津市を知らせる拠点として広報活動に力を入れること。

施設の老朽化が進んできているが、改修計画を立てて年次的に取り組みを進めること。